

チェルノブイリ30年、福島5年、ウラルの核惨事59年によせて

ロシア放射線防護の権威レオニード・イリイン著

『チェルノブイリ：虚偽と真実』

異論派ジョレス&ロイ・メドヴェージェフ研究者 ささき よう 佐々木 洋

1. 史上最悪の3大原子炉事故

旧ソ連異論派のジョレス・メドヴェージェフは、チェルノブイリ原発惨事と、福島原発震災と、1957年の「ウラルの核惨事（プルトニウム精製原子炉の高濃度核廃棄物を液状で保存するタンクの爆発事故）」を“史上最悪の3大原子炉事故”としている¹。

ロシアの放射線防護の権威で、チェルノブイリ事故の医療対策責任者レオニード・イリインも自著『チェルノブイリ：虚偽と真実』（以下、『虚偽と真実』）で、旧ソ連が1989年まで、その存在を秘匿し続けた巨大放射線事故としての「ウラルの核惨事」を重視する。

『虚偽と真実』は、山下俊一監訳で、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会から刊行された。本書には姉妹編ともいふべき、イリインが中軸に編纂した、山下監訳の邦訳書『巨大放射線事故：その影響と防護措置』（以下、『巨大事故』）も同「協力会」から刊行された²。『虚偽と真実』の真意がつかみにくい訳文には、『巨大事故』を読むと分かるケースもある。

本稿は、①、山下教授があまり意識していない本書独特のモチーフに注目し、②、イリインのいう“虚偽と真実”が何を指すかについて、彼自身の思考に即して確認したい。

2. イリインが師と仰ぐ、元囚人研究者のN・ティモフェーエフ=レソフスキー

『虚偽と真実』は、旧ソ連ではチェルノブイリ事故以前に、核実験事故や原潜事故、ウラルの核惨事を体験したため、ソ連の放射線医学には放射線疾患の診断と治療、住民集団への影響面でかなりの研究実績があったと自負する（61頁）。『巨大事故』はこの点、ウラルの核事故が、「ソ連において新しい学問分野＝環境放射線学を産み、放射線安全性と放射線医学を進歩させ」、南ウラルの広大な「放射能汚染地帯はわが国のユニークな実験基地となった」という（邦訳102頁）。だが、旧ソ連の公式文書にはそうした研究や研究チームについて一切記録がなかった。最高の国家機密事項に属していたからだ。研究成果への検閲が緩和され、事故の機密が解除され始めたのはチェルノブイリ惨事の3年後に過ぎない。

イリインは『虚偽と真実』で、チェルノブイリ後のグラスノスチ（情報公開）とソ連崩壊に伴う国家機密の解除をうけて、自分の放射線防護学の分野で薫陶をうけた恩師の一人が、のちにソ連医科学アカデミー付属オブニンスク放射線医学研究所の発足メンバーの一人となる元囚人科学者N・ティモフェーエフ=レソフスキーであったと述懐する（9-10頁）。元囚人は本書で随所に登場するため、イリインがたえず彼を意識しながら本書を書いたことがうかがえる。本書日本語版巻頭言の執筆者・重松逸造が受賞したティモフェーエフ=レソフスキー記念メダルは、作家ソルジェニーツィンとも一時期同房になった、この元囚人の功績をたたえるメダルである（巻頭言参照）。もう一人、名前は2度しか言及していないものの、イリインが本書で非常に気にする科学者がいると読める。イリイン

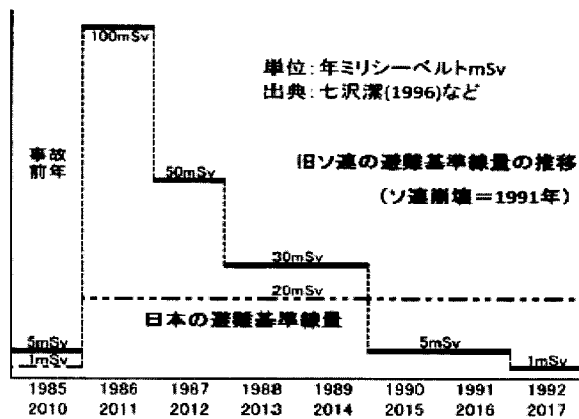
は、チェルノブイリ以前に検閲後の一部公開された露文誌情報を駆使し見事に機密を暴露した、非の打ちどころのない考察例the most striking example of how secrets could be discovered (『虚偽と真実』英語版12頁)」があるとして、異論派生物学者ジョレス・メドヴェージェフの『ウラルの核惨事』(国籍を奪われ英国で執筆)が、ウラルの事故周辺の「放射性物質の危険な放射能レベルをかなり正確に把握していた」と称賛していた(同邦訳5頁)。

3. グラスノスチと人民代議員選挙戦でイリインの生涯被曝350mSvに反発高まる

ゴルバチョフの登場とグラスノスチの提唱にもかかわらず、ソ連政府はチェルノブイリ事故の汚染実態やデータ、事故原因、被曝住民の被害の情報を国家機密として報道管制を敷いた。だが汚染地帯での健康障害や多数の事故処理作業員の死の噂が広まった1988年に事態が変わった。翌年春には複数政党制によるソ連史でも初の人民代議員選挙があった。選挙では、「緑の党」運動の作家シチェルバクや地方紙女性記者ヤロシンスカヤなどが共産党員候補を破り続々当選した。サハロフ博士が職域のソ連科学アカデミーから選出され、異論派の歴史家ロイ・メドヴェージェフも核開発施設の集中する首都の北部選挙区で当選した。チェルノブイリ原発事故に衝撃をうけ、ジョレス著『ウラルの核惨事』を知る核関連施設の従業員たちが、ジョレスの双子の弟ロイの選挙区で奮闘したからだ。

折から1989年に設立された市民団体「チェルノブイリ同盟」を原動力として被災者の補償を求める大運動が広がり、こうした世論を受け、人民代議員選挙を経て成立した、ベラルーシ、ウクライナ、ロシア連邦3国の最高会議が、それぞれ1991年に「チェルノブイリ法」を制定させる³。福島事故の翌年2012年6月に衆参両院の全会一致による議員立法として成立したわが国の「原発事故子ども・被災者支援法」のモデルとなった法律だ。

同法は、イリインの主張に比べ、「より人道的な」移住する権利としての線量基準1 mSvを盛り込んだ。図1の1988年から1991年にかけての5 mSvまでの避難基準の変更は、「生涯被曝350mSv(生涯70年・年間5 mSv)以下なら問題ない」とするイリイン所説に沿うものであるが、移住権としての(居住可能だが、希望すれば移住支援を受けられる区域の線量基準)1 mSv基準は、国際放射線防護委員会ICRPの1990年勧告に準拠した日本の基準でもある。日本政府は福島事故後、避難基準を20mSvに引き上げている。



4. “チェルノブイリの虚偽と真実”とは何のことか

こうして被災3国と中央政府が被災者への補償を検討し始めた際、ゴスプラン(国家計画委員会)と連邦財務省が財源不足を理由に抵抗した。ソ連核開発の秘史を知るイリインは、これまでソ連社会が本質的に「見捨ててきた」百万人を超えると思われる核事故被害者の運命を考えないわけにいかなかった。核実験事故、原潜事故、ウラルの核事故などの被害者はKGBに秘密を口外しないと約束した文書に拘束されてきた。これらの被災者が表にあらわれるのはソ連の民主化と進歩のおかげである(『虚偽と真実』邦訳278頁)。

だが、イリインは考えた。1989年以降、中央政府への不満が劇的に高まり、各共和国が主権国家を目指して闘い始めているなかで、チョルノブイリ問題が、より大きな政治ゲーム（人民代議員選挙戦）のための一種の切り札として弄ばれているという疑念である。被曝線量の上限を下げることに、乏しい連邦国庫から共和国への配分を「絞りとること squeezing out」に狙いが隠されており、この一か八かの賭博師 high-stake gamblers の一人が作家シチェルバクと見た（同332、427頁）。イリインはこう訴える（同282頁）。

「われわれは、誠実とウソ、正直と不実、誠実と背信、美德と不道徳、寛大と強欲がたがいに絡み合う社会に住んでおり、そのなかには、悲劇につけいり、チェルノブイリの真の英雄たちのなかにまふまふと「潜り込んだ」者がいるのである」。

図1の生涯線量35mSvの延長にある5mSvと、「チェルノブイリ法」が規定する移住の権利としての1mSvには、絶対に譲れない大きな認識のギャップがあると観たのである。

イリインのいう“真実と虚偽”は、低線量被曝による晩発性疾患が発症する可能性に対するプロの科学的理解と、危険を煽るシチェルバクら素人の喧伝のことで。献身的な除染作業に尽くした軍人・消防士らのリクビダートル（事故収束作業員）を中核とする「チェルノブイリ同盟」やシチェルバクらの「緑の党」運動が存在感を示しつつあるのに対抗して、自らの生涯被曝350mSvの正統性を擁護する、放射線防護のプロとしての闘いだった。

イリインが訴えた主たる論拠が、①低線量でも線量に応じてリスクが生ずるという「閾値（しきいち）なしのLNTモデル」（図2）は間違いであり、②、被災者の「症状」の多くは放射能による疾患というより、むしろ、「放射能恐怖症」にある、ということだった。

イリインは“真実と虚偽”をめぐる自説の正当性を傍証するのに、国際原子力機関IAEAの知人や各国の放射線防護委員会指導者に支持を求めた。イリインには自信があった。自説の基礎には、先に述べた、対外的にも自負しうる旧ソ連時代の豊富な研究の蓄積があるからだった。イリインの狙いは当たった。国際機関と各国放射線防護指導者が彼を支持した。わが国では、ソ連政府とイリインを支持した放射線医療の専門家が、自らの支援活動を自著に詳しく紹介している文献がある。代表例が、重松逸造著『日本の疫学』医療科学社、長瀧重信著『原子力災害に学ぶ放射線の健康影響とその対策』丸善出版、である⁴。

だが、『虚偽と真実』が、「見事に機密を暴露した」と称賛したジョレス・メドヴェージェフは、イリインを支持しなかった。イリインらが『巨大大事故』の第2部結論概要で、「ウラルの核事故では、（被曝のない住民に比べ）被曝住民の一般有病率と死亡率、生殖機能状態に差はなかった」（邦訳100頁）とするような所見には、症例調査対象から多数の囚人や兵士のリクビダートルが省かれていると疑義を唱えていた⁵。動植物の「放射線に起因する老化」を研究してきた生物学者として、ジョレスはもう一点、放射線に関連するがん死亡を考察するだけでなく、放射線被曝の結果による平均寿命の一般的低下 general reduction in life expectancy を考察するほうが、より意味があると信じている」。これは、イリインに限らない放射線防護の専門家にたいする以前からのジョレスの提言である⁶。

LNTモデルをめぐる論争

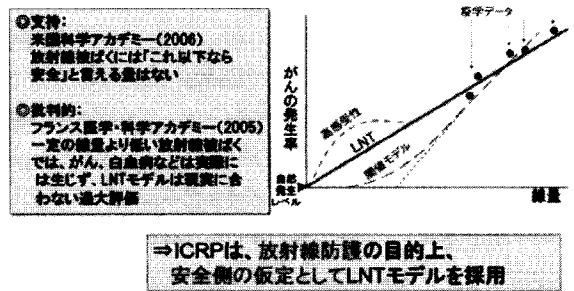


図2 出典：酒井一夫（放射線医学研究所）「ICRP勧告と基準値の考え方」

5. イリインの弁明 ― 結びにかえて

『虚偽と真実』には、ジョレスによる疑義を意識していたかのような弁明がある。

なぜなら本書で、核実験事故や原潜事故、ウラルの核事故などの被害者は、KGBに秘密を口外しないと約束した文書に拘束されてきたために、「彼らが放射能事故に巻き込まれたことや、彼らの仕事が放射能の危険に関係したことさえ、社会保障機関に知らせることは許されなかった」。しかもこうした「本質的に社会から見捨てられた人びと」については、「急性や慢性の放射線疾患を診断したといういかなる公式記録文書も存在しない」と述べているからだ（『虚偽と真実』278頁）。この事実を認めることは、イリインの潔さを印象づける反面、彼らが自負してきたチェルノブイリ以前のソ連放射線医学の限界を露呈する。

イリインの所説を本稿のような脈絡でたどってくると、チェルノブイリ事故でも、公式診断記録がないとの理由で少なからぬ被災事例が調査対象から外され、その結果、事故の影響が過小評価されてきた面がありはしないかとの推論が成立する。これは、往年の「緑の党」のシチェルバクらとの論争点にもかかわる。ジョレスはイリインとシチェルバクのいずれの側にも与せず、実証と検討が可能となる資料と情報を求める⁷。（了）

注1：露文原著からの佐々木洋監修・天野尚樹訳『ウラルの核惨事』現代思潮新社（『ジョレス&ロイ・メドヴェージェフ選集』第二巻第二分冊）、近刊予定の日本語版序文を参照。

注2：L・A・イリーン著／本村智子他訳『チェルノブイリ：虚偽と真実』1998年、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会、イリーン他編著／西条泰博訳『巨大放射線事故：その影響と防護措置』2004年、同協力会。

注3：尾松亮『3. 11とチェルノブイリ法』2013年、東洋書店のとくに第3章と第4章を参照。

注4：佐々木洋「広島、長崎、ウラル、チェルノブイリ、福島 ― 歴史に刻まれた国際原子力村の相互支援」中部大学紀要『アリーナ』2014年、第17号所収も参照。

注5：ジョレス・メドヴェージェフ論文「悲劇の前と後：1957年9月キシュチュム核廃棄物貯蔵所爆発事故の原因とその影響に関する考察」、前掲の近刊予定、日本語版『選集』第二巻第二分冊）所収。

注6：ジョレス・メドヴェージェフ『チェルノブイリの遺産』1992年、みすず書房、146頁。

注7：同上、187頁。